［(4)～(9)　略］

(10)　当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号ヘ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項又は第六十六条の六十一第一項の規定による届出をした年月日及びその理由

(11)　［略］

ハ　［略］

［二十一～二十五　略］

二十六　第百九十九条第十四号又は前条第十一号に該当する場合　次に掲げる事項

イ　業務を開始した営業所又は事務所の名称

ロ　開始の年月日

二十七　第百九十九条第十五号に該当する場合　次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ及びロに掲げる事項

イ　法第六十六条の五十三第六号ロに該当することとなった場合にあっては、国内における代理人を定めていない者に該当した年月日

ロ　法第六十六条の五十三第七号に該当することとなった場合にあっては、純財産額が令第十八条の四の十に定める金額に満たなくなった年月日及び理由

（届出書に添付すべき書類）

**第二百二条**　法第五十条第一項の規定により届出を行う金融商品取引業者等（第三号において「届出者」という。）は、前条に規定する事項を記載した届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に該当する場合には、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

［一～十八　略］

十九　第百九十九条第十五号に該当する場合（法第六十六条の五十三第七号に該当することとなった場合に限る。）　純財産額が令第十八条の四の十に定める金額に満たなくなった日の日計表及び純財産額を算出した書面

（電磁的記録）

**第二百八条の二十一**　法第五十七条の十三第三項に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、次に掲げる構造のいずれかに該当するものとする。

一　日本工業規格X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

二　日本工業規格X〇六〇六及びX六二八二に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク

2　前項第一号の電磁的記録への記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。

［一・二　略］

3　第一項の電磁的記録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

［一・二　略］

（合併等の届出）

**第二百八条の三十一**　法第五十七条の十八第一項の規定による届出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を金融庁長官に提出してしなければならない。

［(4)～(9)　同上］

(10)　当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号ヘ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項の規定による届出をした年月日及びその理由

(11)　［同上］

ハ　［同上］

［二十一～二十五　同上］

［号を加える。］

［号を加える。］

（届出書に添付すべき書類）

**第二百二条**　［同上］

［一～十八　同上］

［号を加える。］

（電磁的記録）

**第二百八条の二十一**　法第五十七条の十三第三項に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、日本工業規格X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジに該当する構造の磁気ディスクとする。

［号を加える。］

［号を加える。］

2　前項の電磁的記録への記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。

［一・二　同上］

3　第一項の電磁的記録には、日本工業規格X六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

［一・二　同上］

（合併等の届出）

**第二百八条の三十一**　［同上］